

**正味財産増減計算書**  
令和5年4月1日から令和6年3月31日

公益財団法人 千葉県交通安全協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	53,149	53,148	1
基本財産受取利息	53,149	53,148	1
受取会費	3,850,000	3,490,000	360,000
受取会費	3,850,000	3,490,000	360,000
事業収益	1,091,476,323	1,047,773,731	43,702,592
受託事業収益	1,023,794,117	955,736,511	68,057,606
自主事業収益	67,682,206	92,037,220	△ 24,355,014
受取補助金等	911,000	911,000	0
受取補助金等	911,000	911,000	0
受取寄付金	2,439,000	2,481,680	△ 42,680
受取寄付金	2,439,000	2,481,680	△ 42,680
受取助成金	0	41,371	△ 41,371
受取助成金	0	41,371	△ 41,371
雑収益	37,949,608	32,608,377	5,341,231
受取利息	2,171	2,141	30
雑収益	37,947,437	32,606,236	5,341,201
経常収益計	1,136,679,080	1,087,359,307	49,319,773
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	14,073,450	13,910,120	163,330
給料手当	760,148,176	748,753,968	11,394,208
福利厚生費	76,298,248	73,245,509	3,052,739
会議費	500,622	34,480	466,142
旅費交通費	17,219,630	19,887,610	△ 2,647,980
燃料費	3,575,153	3,668,967	△ 93,814
修繕費	1,090,661	954,583	136,078
通信運搬費	2,528,701	2,109,146	419,555
減価償却費	4,520,454	4,095,677	424,777
大会費	2,550,471	1,872,959	677,512
活動費	21,842,131	31,363,382	△ 9,521,251
表彰費	610,891	521,143	89,748
用品仕入費	360,140	494,582	△ 134,442
郵送事務費	11,270,046	11,366,848	△ 96,802
車庫調査費	9,019,080	7,887,705	1,131,375
講習費	29,028,125	32,074,001	△ 3,045,876
研修費	326,564	177,610	148,954
二輪車講習費	371,000	367,000	4,000
手数料徴収事務費	26,582,701	0	26,582,701
交通安全コミュニティー事業対策費	285,450	299,200	△ 13,750
消耗品費	7,804,630	15,672,471	△ 7,867,841
印刷製本費	2,477,449	2,251,234	226,215
光熱水費	3,662,680	3,896,487	△ 233,807
賃借料	6,912,389	6,708,684	203,705
保険料	901,405	928,318	△ 26,913
租税公課	86,116,400	80,995,200	5,121,200
支払負担金	921,138	839,053	82,085
雑費	9,741,733	8,300,168	1,441,565
事業費計	1,100,739,518	1,072,656,105	28,083,413
管理費			
役員報酬	268,710	268,640	70
給料手当	1,341,230	1,500,874	△ 159,644
福利厚生費	769,478	1,257,887	△ 488,409
会議費	551,727	269,963	281,764
交際費	185,885	89,494	96,391
旅費交通費	1,356,949	458,006	898,943
燃料費	129,679	178,406	△ 48,727
修繕費	21,131	124,019	△ 102,888
通信運搬費	103,144	183,980	△ 80,836
減価償却費	457,915	48,079	409,836
消耗品費	506,083	446,994	59,089
光熱水費	355,949	373,207	△ 17,258
賃借料	648,278	624,982	23,296
保険料	115,600	91,050	24,550
租税公課	19,000	1,000	18,000
支払負担金	202,500	201,100	1,400
支払手数料	4,445,985	4,400,000	45,985
雑費	916,991	670,686	246,305
管理費計	12,396,234	11,188,367	1,207,867
経常費用計	1,113,135,752	1,083,844,472	29,291,280
当期経常増減額	23,543,328	3,514,835	20,028,493
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	10	4	6
経常外費用計	10	4	6
当期経常外増減額	△ 10	△ 4	△ 6
税引前当期一般正味財産増減額	23,543,318	3,514,831	20,028,487
法人税・住民税及び事業税	11,462,300	9,296,800	2,165,500
当期一般正味財産増減額	12,081,018	△ 5,781,969	17,862,987
一般正味財産期首残高	690,550,584	696,332,553	△ 5,781,969
一般正味財産期末残高	702,631,602	690,550,584	12,081,018
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	702,631,602	690,550,584	12,081,018

# 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

公益財団法人 千葉県交通安全協会

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
1 流動資産			
現金・預金	現金(手許現在高) 当座預金(京葉銀行) 普通預金(京葉銀行) " (千葉銀行) 郵便貯金(株式会社ゆうちょ銀行)	運転資金 " " " "	7,386,855 140,000,000 315,663,843 66,551,880 4,722,163
未収入金 貯蔵品	更新時講習受託料等 令和6年3月31日実地棚卸高	公益目的事業等に係る未収入金 各事業で使用する在庫	207,954,208 2,816,588
流动資産合計			745,095,537
2 固定資産			
(1) 基本財産	普通預金(京葉銀行) 定期預金(千葉興業銀行) 定期預金(千葉銀行) 投資有価証券(千葉市債)400,000口	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	5,000,000 25,000,000 30,000,000 40,000,000
(2) その他固定資産			
建物附属設備	事務室間仕切り工事他	公益目的事業、収益目的事業及び管理目的として必要な活動に供している。	2,747
機械装置	自転車シミュレーター	公益目的事業の用に供している。	497,589
車両運搬具	自動二輪車ホンダCB750他	公益目的事業、収益目的事業及び管理目的として必要な活動に供している。	3,577,436
備品	コースマット他	公益目的事業、収益目的事業及び管理目的として必要な活動に供している。	5,802,910
電話加入権	(271)8482他	管理目的として必要な活動に供している。	592,700
長期前払費用	会計ソフトライセンス他	管理目的として必要な活動に供している。	439,022
固定資産合計			110,912,404
資産合計			856,007,941
1 流動負債			
未払金 預り金		公益目的事業他に供する経費未払分 手数料徴収事務預り金等	118,567,722 34,808,617
流动負債合計			153,376,339
負債合計			153,376,339
正味財産			702,631,602

(令和5年度)  
財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法によっています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。

但し、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	5,000,000	0	0	5,000,000
定期預金	55,000,000	0	0	55,000,000
投資有価証券	40,000,000	0	0	40,000,000
小計	100,000,000	0	0	100,000,000
合計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
定期預金	55,000,000	0	(55,000,000)	0
投資有価証券	40,000,000	0	(40,000,000)	0
小計	100,000,000	0	(100,000,000)	0
合計	100,000,000	0	(100,000,000)	0

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	5,359,535	5,356,788	2,747
機械装置	2,461,800	1,964,211	497,589
車両運搬工具	35,311,136	31,733,700	3,577,436
備品	25,593,977	19,791,067	5,802,910
合 計	68,726,448	58,845,766	9,880,682

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位:円)

種類	帳簿価額	時価	評価損益
地方債	40,000,000	39,011,640	△ 988,360
合 計	40,000,000	39,011,640	△ 988,360

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 県費補助金	千葉県	0	911,000	911,000	0	—
合 計		0	911,000	911,000	0	

7 その他

(1) 資産除去債務に関する事項

当協会は、千葉県知事等の行政財産使用許可に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する施設の使用期限が明確でなく、将来、移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることはできません。

そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## 独立監査人の監査報告書

令和6年5月15日

公益財団法人千葉県交通安全協会

会長 小堀 陽史 殿

千葉第一監査法人  
千葉県千葉市

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

千葉第一

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人千葉県交通安全協会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の貸借対照表、損益計算書(公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## <財産目録に対する意見>

### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人千葉県安全協会の令和6年3月31日現在の令和5年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 20 日

公益財団法人千葉県交通安全協会

会 長 小 堀 陽 史 様

監 事 大 竹 正 茂 

監 事 小 林 常 男 

監 事 宮 内 宏 工 

私たち監事は、令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)における会計及び業務の監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告します。

### 1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

### 2 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正な行為若しくは法令又は定款に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

(令和5年度)  
附 屬 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記「2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

2 引当金の明細

該当なし。